

鶴岡市情報公開・個人情報保護条例の令和3年度施行状況一覧

【情報公開】

実施機関名	開示請求件数	開示決定等の件数	審査請求件数
市長	33件 ※内訳 総務部 9件 企画部 2件 市民部 11件 農林水産部 3件 商工観光部 1件 建設部 4件 羽黒庁舎 1件 朝日庁舎 1件 上下水道部 1件	全部開示 16件(47)	0件
		部分開示 24件(1,234)	
		不開示 5件(—)	
教育委員会	8件	全部開示 4件(102)	0件
		部分開示 7件(260)	
		不開示 1件(—)	
選挙管理委員会	29件	全部開示 5件(11)	0件
		部分開示 25件(220)	
監査委員	3件	全部開示 3件(4)	0件
農業委員会	—	—	—
固定資産評価審査委員会	—	—	—
荘内病院	1件	全部開示 1件(1)	0件
消防	7件	全部開示 3件(7)	0件
		部分開示 5件(25)	
		不開示 2件(—)	
議会	4件	全部開示 3件(4)	0件
		部分開示 2件(2)	
合計	85件	全部開示 35件(176)	0件
		部分開示 63件(1,741)	
		不開示 8件(—)	

【個人情報保護】

実施機関名	開示請求件数	開示決定等の件数	審査請求件数
市長	3件 ※内訳 総務部 1件 市民部 1件 羽黒庁舎 1件	全部開示 1件(1)	0件
		部分開示 3件(3)	
		不開示 1件(—)	
消防	1件	部分開示 1件(1)	0件
合計	4件	全部開示 1件(1)	0件
		部分開示 4件(4)	
		不開示 1件(—)	

※ ()内は対象となった公文書の数

※一つの開示請求に対して複数の決定が行われる場合があるため、開示請求の件数と開示決定等の件数が異なっています。

情報公開及び個人情報 保護条例の概要

1 制度の趣旨について

1 - 1 情報公開制度

▶ 情報公開

鶴岡市情報公開条例（抄）

（目的）

第1条 この条例は、市民の公文書の開示を請求する権利につき定めることにより、市民の市政に関する知る権利を具体化し、市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政について市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市政に対する理解と信頼を深め、市民の参加と批判の下に地方自治の本旨に即した公正で民主的な市政を推進することを目的とする。

- ▶ 行政への市民参加を推進するため、市民の公文書の開示を請求する権利を定めています。

1 - 2 個人情報保護制度

▶ 個人情報保護

鶴岡市個人情報保護条例（抄）

（目的）

第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、市が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図り、もって公正で信頼される市政を推進することを目的とする。

- ▶ 鶴岡市として取り扱う個人情報の管理に関するルールを定めるとともに、自己に関する個人情報の開示等の権利を定めています。

2 公文書開示請求（情報公開請求）

2 - 1 開示請求権

- ▶ 公文書開示請求（情報公開請求）をすることができるもの
鶴岡市情報公開条例（抄）
（開示請求権）

第5条 次に掲げるものは、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書（第5号に掲げるものにあつては、そのものの有する利害関係に係る公文書に限る。）の開示を請求することができる。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務又は事業に関し相当の利害関係を有すると認められるもの

2 - 1 開示請求権

▶ 公文書の開示の申出について

鶴岡市情報公開条例（抄）

（公文書の任意的開示）

第23条 実施機関は、第5条各号に掲げるもの以外のものから公文書の開示の申出があったときは、これに応ずるよう努めるものとする。

2 （略）

2 - 2 請求の手続

▶ 1 公文書開示請求書の提出

鶴岡市情報公開条例（抄）

（開示請求の手続）

第6条 前条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をしようとするものは、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

(1)～(3)（略）

2 （略）

▶ 氏名、住所、請求する文書の内容等を記載いただきます。

2 - 2 請求の手続

▶ 2 不開示情報の確認

- ▶ 請求を受けた文書は原則として開示することとなりますが、不開示情報については例外的に開示しないこととなるので、その有無を確認しています。
- ▶ 不開示情報の種類（第7条各号）

①法令秘情報

（例）印鑑登録原票（鶴岡市印鑑条例第14条）

②個人に関する情報

特定の個人を識別できる情報又は特定の個人を識別することはできなくても公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報

2 - 2 請求の手続

▶ 不開示情報の種類（第7条各号）（つづき）

③法人等に関する情報

（例）製造業者が有するノウハウについての情報 契約の内容に関する情報

④公共の安全等に関する情報

（例）公益的な通報に関する情報 取り締まりや捜査に関する情報

⑤審議、検討又は協議に関する情報

（例）予算要求に関する情報 事業予定地の検討に関する情報

⑥国等関係情報

（例）国との協定の締結や、経費負担等に関する情報

⑦行政運営情報

（例）委託業務の設計の詳細に関する情報

2 - 2 請求の手続

- ▶ 3 決定
- ▶ 対象文書の範囲と不開示情報の確認を終えたら、その結果に応じてどのように開示をするか市が決定し、請求者に対して通知します。

鶴岡市情報公開条例（抄）

（開示請求に対する決定等）

第11条 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示するとき、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し必要な事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき（（中略）開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。）は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3～5（略）

2 - 2 請求の手続

▶ 3 決定

➤ 開示の決定は、3通りある。

- 全部開示

 - 不開示情報が無い場合

- 部分開示

 - 開示する文書の一部に不開示情報が含まれる場合

 - 不開示情報のか所を部分的に黒塗りにして開示する。

- 不開示

 - 開示の請求を受けた文書の全てを開示しない場合

 - 請求を受けた文書が存在しない場合も含む。

2 - 3 不開示情報についての補足 (個人情報)

▶ 個人に関する情報

鶴岡市情報公開条例 (抄)

第7条 (略)

(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。(以下略)

- ▶ 不開示情報の中で最も多いのが個人情報
- ▶ 個人に属する情報であれば広く個人情報に当たる。

2 - 3 不開示情報についての補足 (個人情報)

▶ 具体例

➤ 氏名

- (例) ・ 会議の資料中に記載された参加者の一覧
・ 外部からもらった資料に記載されたもの (会社の社員の氏名など)
・ 図面上に記載されたもの

➤ 印影 (押印)

- (例) ・ 申請書等の印影 ・ 入札書の印影 ・ 訂正印

2 - 3 不開示情報についての補足 (個人情報)

▶ 具体例 (つづき)

➤ 学歴・職歴

(例) ・ 「〇〇学校を△△年に卒業」

➤ 心身に関する情報

(例) ・ 病歴 ・ 障害の有無 ・ 入退院の履歴

➤ 財産等に関する情報

(例) ・ 所有している財産 (不動産等) や債務についての情報
・ 収入の情報 ・ 納税額

2 - 3 不開示情報についての補足 (個人情報)

▶ 例外的に開示される個人情報

個人情報であっても、不開示情報とならないものがあります。

鶴岡市情報公開条例（抄）

第7条（略）

(2)（前略）ただし、次に掲げる情報を除く。

ア～イ（略）

ウ 公務員等（中略）の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職及び氏名に関する情報（公にすることにより、当該公務員等の権利が不当に侵害されるおそれがある場合の当該情報を除く。）

2 - 3 不開示情報についての補足 (個人情報)

- ▶ 例外的に開示される個人情報（つづき1）
- ①公務員等（略）の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職及び氏名に関する情報（②公にすることにより、当該公務員等の権利が不当に侵害されるおそれがある場合の当該情報を除く。）

- ①公務員の職と氏名に関する情報は、個人情報ではあるが例外的に開示される。

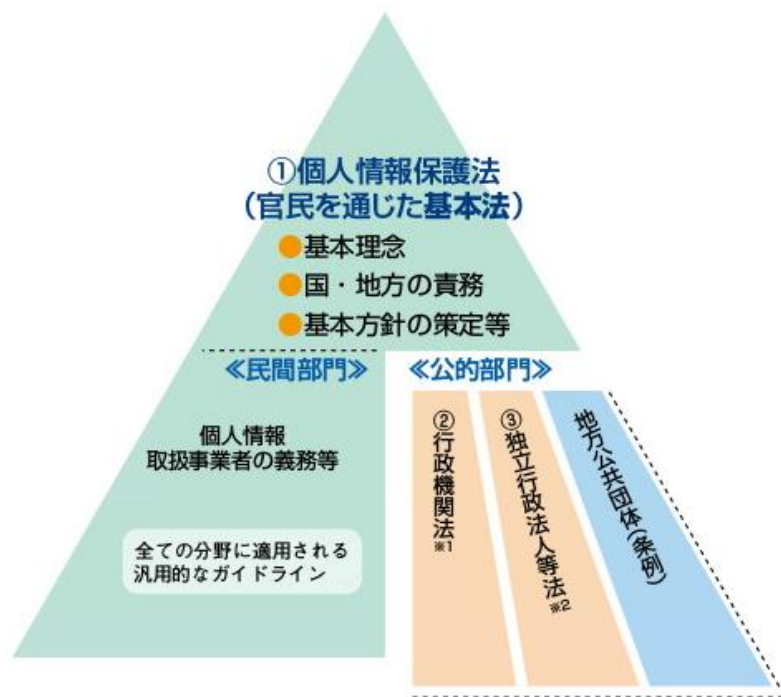
(例) 起案文等に記載された職員個人の氏名

- ②公務員の職と氏名に関する情報であっても、その情報が公開されると当該公務員に不利益を及ぼすおそれがある場合には、原則どおり不開示情報となる。

(例) 起案文等に押印された職員個人の印影

3 個人情報保護

3 - 1 個人情報保護法制の体系



出典：行政機関と独立行政法人等の個人情報保護（総務省）
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/horei_kihon.html

※1 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)
※2 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)
独立行政法人の他に、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び一部の特殊法人・認可法人が対象となる。

- ▶ 令和3年度までの法制の体系
- 基本的な理念や国・地方の責任などを定めた部分と、民間部門における一般法としての規律を個人情報保護法で定めた上で、公的な部門の規律を別の法律と各地方公共団体の条例で定めていた。
- ▶ 法体系の見直し
- 令和3年に個人情報保護法等の改正法が成立し、個人情報保護に関する規律は、個人情報保護法に一本化されることとなった。
- 国及び独立行政法人等は令和4年度から、地方公共団体は令和5年度から適用されることとなる。

3 - 2 条例による個人情報保護

▶ 鶴岡市個人情報保護条例の目的（再掲）

鶴岡市個人情報保護条例（抄）

（目的）

第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、市が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図り、もって公正で信頼される市政を推進することを目的とする。

▶ 鶴岡市として取り扱う個人情報の管理に関するルールを定めるとともに、自己に関する個人情報の開示等の権利を定めています。

3 - 2 条例による個人情報保護

- ▶ 条例の規定により、個人情報の保護を実現するための規制が施されている。
- 取得の制限（第6条）
- 利用及び提供の制限（第7条及び第7条の2）
- 適正管理（第9条）
- 職員の責務（第10条）
- 委託等に伴う措置（第11条）

3 - 3 個人情報の開示請求

- ▶ 個人情報の開示請求権
- 自分自身に関する個人情報が記載された文書は、保有個人情報の開示の請求によって確認することができる。

鶴岡市個人情報保護条例（抄）

（開示請求権）

第13条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 （略）

- 手続は公文書開示請求とほぼ同じとなりますが、本人確認が必要となります。

情報公開・個人情報保護審査会等の概要

○情報公開・個人情報保護審査会

・所掌事務

情報公開条例の規定による公文書開示請求に係る開示等の決定及び個人情報保護条例の規定による保有個人情報の開示（訂正・利用停止）請求に係る開示等の決定に対する審査請求についての調査審議（本来不開示情報でない情報まで不開示としなかったか、開示等に至るまでの意思決定のやり方は適切であったか等を第三者の立場から審査することで、行政の決定に違法又は不当な点が無いかを確認する。）

・委員

委員は5人以内（現行5人）で、情報公開及び個人情報保護の制度に識見を有する者のうちから、議会の同意を得て市長が委嘱（現行の委員は、別紙のとおり）

任期は3年（現在の任期は、令和2年10月1日～令和5年9月30日）

・審査会の開催状況

合併後は審査請求（平成21年度当時の制度では、異議申立て）により審査会を2度開催している（平成21年度・令和2年度）

上記のほか、毎年の施行状況（開示の件数等）の報告のため、年1回開催

○行政不服審査会

・所掌事務

行政不服審査法の規定によりその権限に属させられた事項（審査請求に係る審理手続の適正性や裁決の適否の審査等）についての調査審議

・委員

委員は5人以内（現行5人）で、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して識見を有する者から市長が委嘱（現行の委員は、情報公開・個人情報保護審査会の委員と同じ）

任期は3年（現行の任期は、令和4年4月1日～令和7年3月31日）

・審査会の開催状況

法改正により平成28年度から施行された制度で、現在まで審査請求により2度開催している（平成30年度・令和2年度）

鶴岡市情報公開条例（抄）

（実施機関の開示義務）

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

(1) 法令又は他の条例（以下「法令等」という。）の規定により、公にしてはならないこととされている情報

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により、又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職及び氏名に関する情報（公にすることにより、当該公務員等の権利が不当に侵害されるおそれがある場合の当該情報を除く。）

(3) 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を

害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 公にすることにより、人の生命、身体、財産又は社会的地位の保護、犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(5) 市の機関の内部若しくは相互間又は市の機関と国若しくは他の地方公共団体（以下「国等」という。）における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 実施機関が保有する国等に関する情報又は国等からの協議、依頼等により実施機関が作成し、若しくは取得した情報であって、公にすることにより、国等との適正な協力関係又は信頼関係を損なうおそれがあるもの

(7) 実施機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 公営企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

個人情報保護法の改正に伴う鶴岡市個人情報保護法施行条例の制定について

説明概要

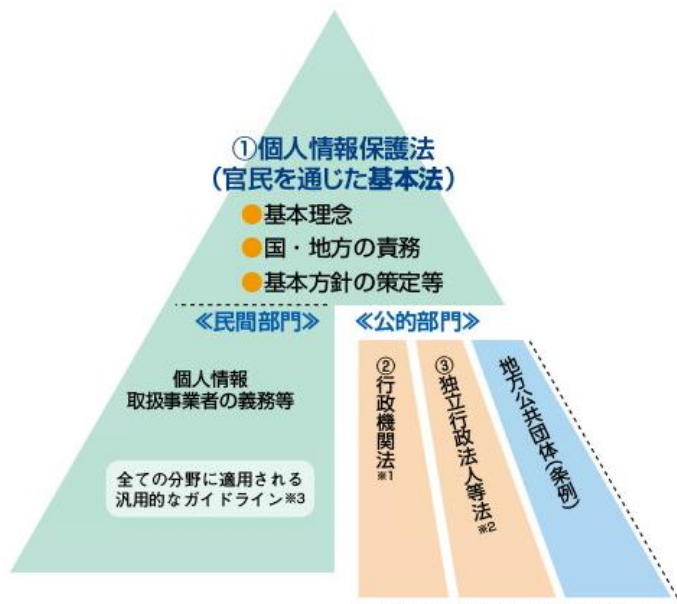
説明概要

- ▶ 法改正の趣旨
- ▶ 改正後法による規律
- ▶ 鶴岡市個人情報保護法施行条例（案）の内容

法改正の趣旨

法改正の趣旨

▶ 改正前の個人情報保護法等の体系



基本的な理念や国・地方の責任と、民間部門における一般法としてのルールを個人情報保護法で、国の行政機関と独立行政法人についてのルールは別の法律で国が定め、地方公共団体についてのルールはそれぞれの地方公共団体が条例で定めていた。

出典：行政機関と独立行政法人等の個人情報保護（総務省）

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/horei_kihon.html

※1 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)

※2 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)

独立行政法人の他に、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び一部の特殊法人

・認可法人が対象となる。

法改正の趣旨

- ▶ 個人情報保護に係るルールの見直しの背景
 - 官民間、国地方間でのルールの不整合
 - 官民間でのデータの利活用の促進
 - 国際的な個人情報保護のルールに合わせる必要性（EUとの越境移転に係る十分性の認定等）
- ▶ デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）による改正
 - 法律の一本化による基準の統一と全国的な保護水準の確保
 - 官民間でのデータ利活用の環境整備
 - 個人情報保護委員会による統一的な監視監督

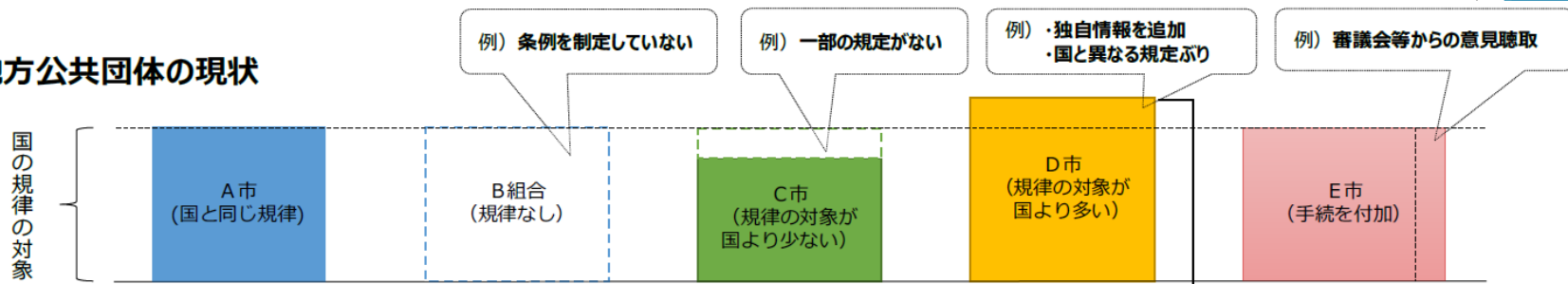
改正後法による規律

改正後法による規律

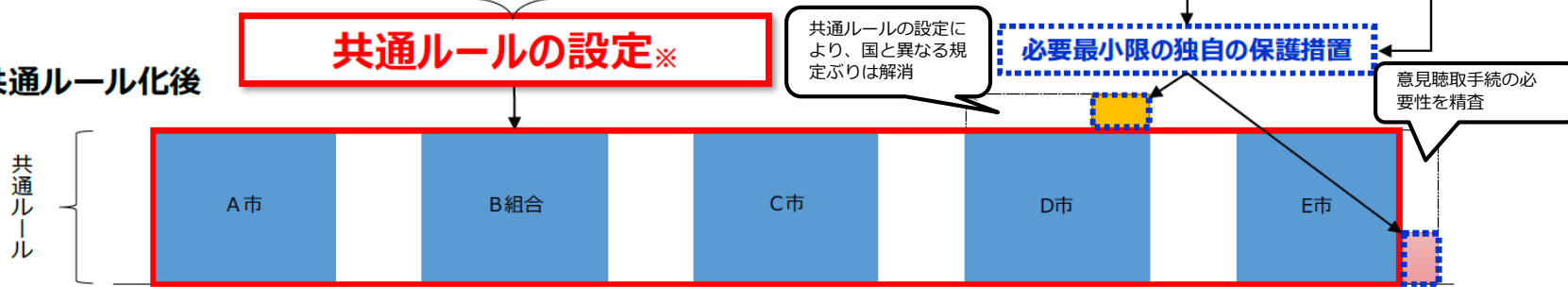
- ▶ 地方公共団体については、令和5年4月1日から改正後の個人情報保護法によるルールが適用される（国の行政機関については、令和4年4月1日から既に適用されている。）。
- ▶ 改正後の個人情報保護法により、全国の地方公共団体に対して一律のルールが適用される。
- ▶ 既存の条例は廃止し、新たに地方公共団体ごとに法の施行に必要な事項のみを定めた条例を制定する必要がある。

改正後法による規律

○ 地方公共団体の現状



○ 共通ルール化後



出典：地方公共団体の個人情報保護制度の在り方（改正の方向性）（個人情報保護委員会）
<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/minaoshi/>

改正後法による規律（各論）

▶ 改正後においても現行の条例と同程度の規律が維持されるもの

- 取得の制限

→ 個人情報保有に当たっては、法令の定める業務に必要な場合限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。また、当初の利用目的に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならず、その変更には相当の理由が認められなければならない。

- 利用及び提供の制限

→ 利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない（本人の同意がある場合等を除く。）。

改正後法による規律（各論）

- ▶ 改正後においても現行の条例と同程度の規律が維持されるもの（つづき）
 - 適正管理
 - 個人情報を取り扱う場合には、その内容が過去又は現在の事実と一致するように努めなければならない、その漏えい、滅失又は毀損の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない（行政機関からの業務委託の受託者等も同様の義務が課される。）。
 - 職員の責務
 - 行政機関の職員（過去に職員であった者も含む。）は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

改正後法による規律（各論）

▶ 個人情報の定義について

- 個人情報とは、生存する個人のものであり、死者の情報は個人情報に含まれないことが明文化された。

※ただし、死者に関する情報が同時に遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、当該生存する個人に関する情報として法の保護の対象となる。

→鶴岡市では、死者の情報も個人情報に含むものとして取り扱っていたため、運用の変更が生じることとなる。

改正後法による規律（各論）

▶ 全国的な保護水準の統一（つづき1）

全国的に次のような規定を設けることが許容されなくなった。

- 死者に関する情報を個人情報に含める規定（再掲）

- オンライン結合に制限を設ける旨の規定

オンライン結合：自治体が管理する電子計算機を他の電子計算機その他の機器とを通信回線を用いて結合し、保有個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にする方法

→ I Tの活用は行政サービスの向上等に既に十分に寄与しており、個人情報の取扱いについてのみ特にこれを制限することは、場合によっては個人の不利益につながるおそれがあるため。

→ 鶴岡市でもオンライン結合を制限する旨の規定があるが、今後は同様の規定を定めることができない。

改正後法による規律（各論）

▶ 全国的な保護水準の統一（つづき2）

全国的に次のような規定を設けることが許容されなくなった。

- 目的外利用・提供を行う場合等に個人情報保護審議会等外部の機関に諮問をする旨を定めた規定
 - 個人情報の目的外利用・外部提供や、オンライン結合の制限について、第三者で組織する機関に意見を聞く手順を経ることにより例外的に許容される旨の規定が置かれている場合があったが、法律でルールが決まっている事項について、各自自治体が設置する機関に意見を聞くことにより、各種の制限が解除されてしまうことは、全国一律のルールを定めるという改正の趣旨に反するため。
 - 鶴岡市でも同様の規定があったが、いずれも今後は定めることができない。

改正後法による規律（各論）

▶ 全国的な保護水準の統一

全国的に次のような規定を設けることが許容されなくなった。

- 開示請求等の手続について、法で定める期間よりも長い処理期間を定める旨の規定

→開示請求に対する開示決定は、最低でも改正後法で定める期間内に行わなければならない（例：開示請求に対する決定は30日以内）。

→鶴岡市では、個人情報の開示請求に対して改正後法よりも短い期間（15日以内）で開示の決定をすることとしているため、現行のとおりの期間を維持する（後掲）。

改正後法による規律（各論）

▶ 規律の充実化

- 個人情報保護委員会への漏えいの報告、本人への通知
→要配慮個人情報が含まれる保有個人情報が漏えいした場合等一定のケースについては委員会への報告と本人への通知が必要となった。
- 個人情報ファイル簿の作成及び公表
→一定の個人情報ファイル※について、その概要を記載した帳簿を作成し、公表することとなった。
- 不適正利用の禁止規定、適正な取得に係る規定の明文化

※保有個人情報を含む情報の集合体であって、一定の事務の目的を達成するために体系的に構築されたもの（データで保管された一覧表等）

鶴岡市個人情報保護法施行条例 例（案）の内容

鶴岡市個人情報保護法施行条例（案）の内容

- ▶ 法律の施行に伴う条例の取扱いについて
 - 改正後の個人情報保護法により全国で一律のルールが整備されるため、各地方公共団体が条例により個別にルールを定めることが許容されなくなることから、それぞれの個人情報保護条例は一度廃止する必要がある（再掲）。
 - その上で、地方公共団体ごとの事情を踏まえる趣旨で法律から委任されている事項について規定するため、新たに法律の施行のための条例を制定する。

（例）

開示請求における不開示情報の範囲 開示請求等に係る手続
開示請求に係る手数料

鶴岡市個人情報保護法施行条例（案）の内容

▶ 個別の規定について

基本的に、個人情報保護委員会から示された条文の例を参考としながら作成

- 第1条：条例制定の趣旨を規定するもの
- 第2条：条例で使用する用語は法律と政令で定める例によることとするもの

鶴岡市個人情報保護法施行条例（案）の内容

▶ 個別の規定について

- 第3条：個人情報の開示の請求を受けた場合に開示する情報を定めるもの

→ 個人情報保護法においては、個人情報の開示の請求を受けた場合に不開示となる情報（個人情報に係る文書に記載されているが、現にその文書を開示する際には不開示となる情報）の一つとして請求者以外の個人に関する個人情報が規定されているが、例外的に公務員の職位と職務の内容に関する情報*が開示されることとなっている。

これに対し、鶴岡市情報公開条例では、公務員の職位と職務の内容に加え、その公務員の氏名も開示されることとなっている。*

→ このずれを解消するため、鶴岡市が個人情報の開示の請求を受けたときに請求の対象となった個人情報を含む文書を開示する場合には、公務員の氏名も開示することとする旨を規定する。

※いずれもその職務の遂行に関する情報（添書の担当者名など）に限る。

※当該公務員の権利利益を侵害するおそれがある場合は、なお不開示となる。

鶴岡市個人情報保護法施行条例（案）の内容

- ▶ 個別の規定について
 - 第3条（補足）

	該当箇所	原則（共通）	例外※
鶴岡市情報公開条例	第7条第2号ウ	開示請求者以外の第三者に係る個人情報是不開示	公務員の... 氏名 役職 職務の内容 ...は開示
個人情報保護法	第78条第1項第2号八		公務員の... 役職 職務の内容 ...は開示

→鶴岡市においては、従前のとおり公務員の氏名についても開示することができる旨を規定する。

- ※ いずれもその職務の遂行に関する情報（添書の担当者名など）に限る。
- ※ 当該公務員の権利利益を侵害するおそれがある場合は、なお不開示となる。
- ※ 国の運用上は、公務員の氏名は慣行上公になっているものと整理され、当該公務員の権利利益を侵害するおそれがある場合を除き開示されている。

鶴岡市個人情報保護法施行条例（案）の内容

▶ 個別の規定について

• 第4条：開示決定等の期限

→ 個人情報保護法においては、個人情報の開示の請求を受けた場合の決定の期限は30日（延長すると60日）となっている。

これに対し、現行の鶴岡市個人情報保護条例では、15日（延長すると30日）となっている。※

→ これまでと同じ期間で開示をするため、鶴岡市においては従前どおり決定の期限を15日（延長すると30日）とする旨を規定する。

※著しく大量の保有個人情報に係る請求があった場合の規定についても、従前と同じ。

鶴岡市個人情報保護法施行条例（案）の内容

▶ 個別の規定について

• 第5条：開示請求に係る手数料等

→ 地方公共団体の機関が行う開示の請求に係る手数料は条例で定めることとなっている。

→ これまでと同様に手数料自体は無料とし、写しの交付により開示を受ける場合に限りその実費※をいただくこととするもの。

※実費の内容

写しの作成費：

(1) A3以下の用紙を用いる場合

白 黒 1面あたり 10円

カラー 1面あたり 20円

(2) 上記以外の場合

その写しの作成に要する額

郵送料：郵送に要する額

鶴岡市個人情報保護法施行条例（案）の内容

▶ 個別の規定について

• 附則第1条：施行期日

改正後の個人情報保護法によるルールが適用される令和5年4月1日に施行することとする旨を規定

• 附則第2条：現行の条例の廃止

• 附則第3条：経過措置

令和5年4月1日前に個人情報の開示の請求等がされており、まだその決定がなされていないものについては、従前のとおり対応することとする旨を規定